

食国の守護神

——古事記月読命の職能——

大 脇 由 紀 子

はじめに

古事記と日本書紀は、同じ「史書」とされてきたが、その構想はそれぞれ異なっていて、同じような「神話」や「歴史」を語りながらも、細部では大きな表現の違いがある。

改めて確認しておく、古事記は七世紀末の天武天皇の治世に企画され、三代の後の元明天皇の詔をうけて太安麻呂が筆録し、七二二年（和銅五）正月に献上したと序文に記されている。

一方、日本書紀は七二〇年（養老四）に成立したと考えられている。しかし、企画された時期や編纂の経緯は記録されていない。ただ、日本書紀の天武天皇十年（六八一）三月条に「天皇は「川嶋皇子忍壁皇子」らに「令記定帝紀及上古諸事」とあることから、国史編纂が天武天皇の時代から意識されていたと考えられている。

この編纂事業の集大成が日本書紀であるのかは不明だが、日本最初の正史として成立している意義は大きい。

この両書は、異なる立ち位置で記述されていることを確認しておく。日本書紀は成立当時の東アジア世界に通じるものとして成り立ち、古事記は「天皇が治める国」の歴史を語るものとして成り立っている。古事記が倭文(変体漢文)であり、日本書紀が漢文体であることその他に、日本書紀が「日本」という語を冠していることに對し、古事記が全く「日本」を語らないことが、両書の性格の違いをよく表している。

最も分かりやすいのは、両書の創世神話である。日本書紀は次のように語りはじめる。

いにしへあめつちいまわが陰陽分れず、渾沌にして鷄子の如く、溟滓にして牙を含めり。其の清陽なる者は、古に天地未だ割れず、陰陽分れず、渾沌にして鷄子の如く、溟滓にして牙を含めり。其の清陽なる者は、薄靡きて天に為り、重濁なる者は、淹滞りて地に為るに及びて、精妙の合搏すること易く、重濁の凝竭すること難し。故、天先づ成りて地に定まる。然して後に神聖其の中に生けり。

この表現が淮南子俶真訓「天地未剖、陰陽不判」の影響を受けていることは有名である。日本書紀は世界の始まりを「天地」「陰陽」から語るのである。古事記が、

天地初発の時に、高天原に成りし神の名は、天之御中主神。次に、高御産巢日神。次に、神産巢日神。此の三柱の神は、並に独神と成り坐して、身を隠しき。

と語り始める意識とは、当然に異なる。日本書紀の根本的な世界構成要素は「天地」及び「陰陽」という対立関

係にあるものだといえる。この思想は日本書紀神代紀の本文（主文とも）と呼ばれる記事において共通するものである。すなわち、イザナキ・イザナミという男と女、陽と陰の神が合体、調和することで万物が生まれる、という二元論的な発想による創世神話に続くのである。宇宙の万物は、光と闇、昼と夜、男と女の陰陽で成立しているという中国の思想に寄り添わせている。そのため、日本書紀神代紀本文ではイザナミの黄泉国入りが語られない。イザナキ・イザナミが夫婦神として国や神々を生み、最も貴い日神月神らを誕生させる。

一方、古事記は冒頭にタカミムスヒ・カミムスヒを登場させている。つまり、「産す」「霊」という生命の力によって万物が生まれる、というアニミズムが世界の原理となっている。万物を産み出す霊的力をもった神が世界に現れ、その力の働きによって、他の神々にも生命を産み出す力を持つ。イザナキが単独で日神月神らを誕生させるのも、その論理による。

このような古事記及び日本書紀の世界観については神野志隆光がすでに詳しく論じている。³⁾そして、神野志は日本書紀の世界観を「陰陽のコスモロジー」、古事記の世界観を「ムスヒのコスモロジー」と名付けた。

本稿では、このような異なった構想のもとに描かれている古事記日本書紀それぞれのツクヨミについて論じてみたい。なお、本稿では神名を日本書紀の神の場合は日本書紀の表記法で、古事記の神の場合は古事記の表記法で記し、総合的な場合はカタカナ書きで記している。

1 ツクヨミの物語

古事記と日本書紀とはともに神の時代の「歴史」を語る。その「歴史」はだいたい同じであらましであるが、全く異なる物語もある。ツクヨミに関して古事記はひとつの「歴史」しか載せぬが、日本書紀は本文（正文）のほかに「一書に曰く」として複数の別伝を並載する場合があります、本稿で問題とするツクヨミに関わる伝承も複数ある。両書を比較することで、両書の月神の相違を明らかにしたい。

古事記と日本書紀一書第六には、イザナキ（記〓伊耶那伎大神、紀〓伊弉諾尊）が水浴して禊ぎによつて穢を被い清めたときに、その左の眼からは太陽神天照大御神（紀〓天照大神）、右の眼からは月神月読命（紀〓月読尊）、鼻からは災いを起す神須左之男命（紀〓素戔嗚尊）の三貴子が生まれたと語られている。一方、日本書紀本文では、天照大神をはじめとする三貴子は、蛭児とともに、伊弉諾尊・伊弉冉尊が生んだことになっている。

ツクヨミに関する従来の見解は揺れている。なぜ三貴子なのか、という疑問がある。近年では山崎かおりが研究をまとめ、月読命について詳しく論じている。ツクヨミが「時や暦を管理する月の神であること、支配領域の「夜之食国」が現実的な支配の行われる夜の地上であること、太子を暗示する日（太陽）を補佐する観念があつたこと」を指摘した。大筋では首肯される論考であるものの、古事記の記載に「太子を暗示する日（太陽）を補佐する観念」があるという見解には異を唱えたい。若干異とする見解があり、以下に述べていきたい。

それでは、まず両書に記されているツクヨミの物語を確認しておく。

① 是を以て、伊耶那伎大神の詔はく、「吾は、いなしこめ、しこめき穢き国に到りて在りけり。故、吾は、

御身の褌を為む」とのりたまひて、竺紫の日向の橘の小門のあはき原に到り坐して、褌被しき。(中略)

是に左の御目を洗ひし時に、成れる神の名は、天照大御神。次に右の御目を洗ひし時に、成れる神の名は、月読命。次に御鼻を洗ひたまふ時に、成れる神の名は、建速須佐之男命。

右の件の八十禍津日神より以下、速須佐之男命より以前の十柱の神は、御身を滌ぎしに因りて生れるぞ。

② 此の時に、伊耶那伎命、大きに歡喜びて詔はく、「吾は、子を生み生みて、生みの終へに三はしらの貴き

子を得たり」とのりたまひて、即ち其の御頸珠の玉の緒、もゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて、

詔ひしく、「汝が命は、高天原を知らせ」と事依して賜ひき。故、其の御頸珠の名は、御倉板拳之神と謂ふ。

次に月読命に詔ひしく、「汝が命は、夜之食国を知らせ」と事依しき。次に、建速須佐之男命に詔ひしく、

「汝が命は、海原を知らせ」と事依しき。
(古事記上巻 三貴子の誕生)

古事記では、黄泉国から帰った伊耶那伎命が日向の阿波岐原で「褌」をした際に、左の目を洗ったとき天照大神が生まれたのに続いて、右の目を洗ったときに月読命が生まれ、次に鼻を洗ったときに須佐之男命が生まれたとする。「三貴子を得たり」といってその誕生を喜び、天照大神に高天原の統治を命じたのに続いて、月読命には夜之食国を支配せよと命令した。

一方、日本書紀神代第五段本文には、

次に海を生む。次に川を生む。次に山を生む。次に木の祖句句廻馳を生む。次に草の祖草野姫を生む。亦是野槿と名す。既にして伊奘諾尊・伊奘冉尊共に議りて曰はく、「吾已に大八洲国と山川草木とを生めり。何ぞ天下の主者を生さらむ」とのたまふ。是に共に日神を生みたまふ。大日靈貴と号す。【大日靈貴、此には於保比屢咩能武智と云ふ。】(中略)一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈貴といふ。此の子光華明彩しく、六合の内に照り徹る。故、二神喜びて曰はく、「吾が息多しと雖も、未だ此の若く靈異しき児有らず。久しく此の國に留むべからず。自当に早く天に送りて、授くるに天上の事を以ちてすべし」とのたまふ。是の時に、天地相去ること未だ遠からず。故、天柱を以ちて、天上に挙げまつりたまふ。次に月神を生みたまふ。【一書に云はく、月弓尊、月夜見尊、月読尊といふ。】其の光彩日に垂げり。以ちて日に配べて治らすべし。故、亦天に送りたまふ。次に蛭児を生みたまふ。已に三歳と雖も、脚猶し立たず。故、天磐櫛樟船に載せて、風の順に放棄てたまふ。次に素戔嗚尊を生みたまふ。【一書に云はく、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊といふ。】此の神、勇悍にして忍に安みすること有り。且常に哭泣くを以ちて行と為す。故、国内の人民を多以ちて天折せしめ、復青山を変へしむ。故、其の父母二神、素戔嗚尊に勅したまはく、「汝甚だ無道し。以ちて宇宙に君臨たるべからず。固当遠く根國に適れ」とのりたまひ、遂に逐ひたまふ。

(日本書紀神代上「第五段」本文)

とあり、伊奘諾尊・伊奘冉尊がともに神々、そして天照大神を生んでいる。中国思想に重きを置いた日本書紀では、陰陽ともにそろった状態から偉大なる存在が生まれるべきだという思想である。そして、月の神は「其の光彩しきこと日に亞ぐ。以ちて日に配べて治すべし」とあるように、月は日と同じく光を発する神であることが説かれている。また第一の一書では左の手に白銅鏡を取ったとき、大日靈貴が生まれ、右の手に白銅鏡を取った

ときに、月弓尊が生まれ、首をめぐらして顧みる時に素戔嗚尊が誕生している。

また、日本書紀第五段の一書第十一には古事記にはない五穀の起源に関する伝承を載せている。この伝承は日本書紀編纂者の月神に関する認識をよく表しているように考える。引用すると、

一書に曰く、伊弉諾尊、三子に勅任さして曰はく、「天照大神は以ちて高天之原を御らすべし。月夜見尊は以ちて日に配べて天の事を知らずべし。素戔嗚尊は以ちて滄海之原を御らすべし」とのたまふ。既にして天照大神、天上に在しませて曰はく、「葦原中国に保食神有り」とけり。爾月夜見尊、就きて候るべし」とのたまふ。月夜見尊、勅を受けて降り、已に保食神の許に到りたまふ。保食神乃ち首を廻らし、国に嚮へば口より飯出で、又海に嚮へば鱸・廣・鱸狭も口より出で、又山に嚮へば毛麕・毛柔も口より出づ。夫の品物悉に備へ、百机に貯みて饗へたまつる。是の時に月夜見尊、忿然り作色りして曰はく、「穢しきかも、鄙しきかも。寧にぞ口より吐れる物を以ちて、敢へて我に養ふべけむや」とのたまひ、迺ち剣を抜きて撃ち殺したまふ。然して後に復命して具に其の事を言したまふ。時に天照大神、怒りますこと甚しくして曰はく、「汝は是悪神なり。相見えし」とのたまひ、乃ち月夜見尊と、一日一夜、隔離りて住みたまふ。是の後に天照大神、復天熊人を遣し、往きて看しめたまふ。是の時に保食神、実己に死れり。唯し其の神の頂に牛馬化爲り、顧の上に粟生り、眉の上に藨生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麦と大豆・小豆と生りて有り。天熊人悉に取り持ち去にて奉進る。時に天照大神喜びて曰はく、「是の物は、顕見蒼生の食ひて活くべきものなり」とのたまひ、乃ち粟・稗・麦・豆を以ちて陸田種子とし、即ち其の稻種を以ちて、始めて天狭田と長田とに殖う。其の秋の垂穎、八握に莫莫然ひて甚だ快し。又口の裏に藨を含み、便

ち糸いとを抽ひくこと得えたり。此これより始めて養蚕こかひの道有り。
となる。

かつて、松村武雄(5)は日神月神は誕生時に尊貴性の差が示唆されているのにも関わらず「生誕後の活躍・勢威に於ては、二神の間にかくにしてもうづめ難い開きが生じている。月讀尊は天照大神に使ひ廻され、惡神なりと叱責される存在態ついでたるに過ぎないやうになつてゐる」と説いた。

確かに、日本書紀においては「皇祖神たる靈格の重要性をより大ならしめる條件であつて、同時に自然神たる靈格の存在價値をより小ならしめる條件」でなくてはならないといえる。だが、それは古事記には当てはまらな
いと考える。

2 月神の穀靈神被殺説話にみる大陸的思想

新編日本文学全集本日本書紀の頭注に拠れば、「この保食神殺しや記の大宜都比売殺しのように食物神が殺されるのは、穀物を刈り取ることや、たとえば芋を植える時に種芋を幾つかに切ることなどの表象が。記では殺害者は須左之男命。それで須左之男命は農事妨害の神として語られ、そのため追放の憂き目に遭つ。しかし、大宜都比売殺しの説話は須左之男命が農業神であることを示す。月夜見尊の説話の方も、月と農業との密接な関係が物語っていて、月神が食物神殺しをするのも、月神が農業神であることを示す」という。確かに穀靈神との関わりは古代中国の農耕文化と関わりをもち、その影響がつかがえる。

月が穀物神を殺すという観念の背景には、大陸的な思想があると考え、淮南子天文訓^⑥には次のように記されている。

天圓地方、道在中央、日為德、月為刑、月歸而萬物死、日至而萬物生。

前述のごとく、日本書紀の冒頭、天地創造の箇所は淮南子に拠っている。その書物に、「日は徳を為し、月は刑を為し、月に帰して万物が死に、日に至って万物が生ず」とある。淮南子において「道」とは皇帝を擬えているものであり、万物地は万民を擬えているという。天は円く地は方形であり、道は中央に在り、日は徳を行い、月は刑を行うことを述べている。日が徳を為すという考えは、太陽の暖かな光が万物の生育に関わることに通じる。また、月が刑を為すという考えは、秋から始まる寒さと関わる。

芸文類聚^⑦の部に「春秋内事曰く、日は陽徳の母なり。」とある。呂氏春秋十二紀^⑧は軍事と刑罰の執行を、「秋」に行うべき人として記している。

是月也、以立秋。先立秋三日、大史謁之天子曰、「某日立秋、盛徳在金」。天子乃齋。立秋之日、天子親率三公九卿諸侯大夫以迎秋於西郊。還乃賞軍率武人於朝。天子乃命將帥、選士厲兵、簡練桀僇。專任有功、以征不義、詰誅暴慢、以明好惡、巡彼遠方。（孟秋紀孟秋篇）

是月也、命有司、修法制、繕囹圄、具桎梏、禁止姦、慎罪邪、務搏執。命理、瞻傷察創、視折審斷、決獄訟、必正平。戮有罪、嚴斷刑。天地始肅、不可以羸。（同）

秋になると日照時間が短くなり、月照時間が長くなる。月の力が満ち始める秋に「有罪を戮（殺）し、断刑を

敵にする」のである。また、月が帰して万物が死に、日が到りて万物が生まれるのである。

日本書紀に戻れば、月夜見尊の保食神殺しはまさに「月為刑、月歸而萬物死」の思想が背景に見える。そして、日の神天照大神によって、牛馬や蚕、五穀の種子が得られ、万物を生じさせることにつながるのである。

陰陽道の宇宙観を冒頭に掲げる日本書紀において、穀霊神を殺すのは月の神でなければならなかった。穀霊神殺しという負の行為にふさわしい神が月夜見尊であるという主張である。月が殺し、日が生かすという大陸的思想のモチーフをこの物語は有している。

3 古事記三貴子分治説話にみる国内の思想

ツクヨミの穀霊神被殺説話を古事記は載せない。ほぼ同じ話型をもつ説話を載せるが、穀霊神の女神を被殺するのは須左之男命である。月神が罪を犯すことを天皇家には到底認められない編集方針であったと考える。この点については別稿にて論じたい。

一方、古事記の三貴子分治説話には、ほぼ同じ話型の物語が古事記内にある。

同じ話型をもつ二つの物語には筆録者の共通の表現意識が捉えられるものと考えられる。

まず、前掲の をみてみよう。 の説話は、誕生の文脈と統治の任命の文脈を分けている。これは「事依」に対する筆録者の意識の反映だと考える。西條勉は「コトヨサシは、何らかのかたちで国土統治を命ずる文脈で使用される特殊なことばである」とし、この語は「天命という觀念そのものを差し示すといつてよい」とする。西條の見解に従えば、コトヨサシの文脈は神聖なまとまりをもつ「形」である。よって、 の日本書紀の記載のよ

うに、神の誕生を語り、続けて統治の任命を告げるという記載形式は筆録者の容認できるものではなかったであろう。しかも、本文に登場する「素戔嗚尊」は災いの存在と認定され、根国へ追放されている。

この表現意識は次の記事と共通する意識があると考えられる。

古事記中巻にある応神天皇の三皇子分権説話である。この説話は日本書紀にほぼ同じ内容のものがある。

是に、天皇、大山守命と大雀命とを問ひて詔ひしく、「汝等は、兄の子と弟の子と孰れか愛しむる」とのりたまひき。天皇の是の問を發しし所以は、宇遲能和紀郎子に天の下を治めしめむ心あるぞ。爾くして、大山守命の白ししく、「兄の子を愛しむ。」とまをしき。次に大雀命は、天皇の問ひ賜へる大御情を知りて、白ししく、「兄の子は、既に人と成りぬれば、是、愾きこと無し。弟の子は、未だ人と成らねば、是愛し」とまをしき。

爾くして、天皇の詔はく、「佐邪岐、あぎの言、我が思ふ所の如し」とのりたまひて、即ち詔り別きしく、「大山守命は、山海の政を為よ。大雀命は食国の政を執りて白し賜へ。宇遲能和紀郎子は天津日繼を知らせ」とのりわきき。故、大雀命は、天皇の命に違ふこと勿し。

応神天皇は年長者である大山守命、大雀命よりも「未だ人と成」っていない宇遲能和紀郎子を愛し、天津日繼を知らず者として任命したという内容である。

には、宇遲能和紀郎子に天津日繼を任じる応神天皇の心情を明確に説き、その後三人に分治を命じている。理由と結果を分けて語るスタイルであり、のと同じ「形」である。「トヨサシは用いられていないが、「詔

別」という語を用い、今上天皇の権威をもって述べていることを示している。

と同内容の記事が日本書紀にある。応神天皇は天皇の皇子菟道稚郎子を日嗣（太子）とし、大山守命に山川林野をつかさどらせ、大鷦鷯尊を太子の輔として、国事を分担させたという伝承である。

四十年の春正月の辛丑の朔戊申に、天皇 大山守命・大鷦鷯尊を召して、問ひて曰く、「汝等は子を愛し
ぶるや」とのたまふ。対へて言したまはく、「甚だ愛しむ」とまをしたまふ。亦問ひたまはく、「長けたると
少きとは、孰か尤しき」とのたまふ。大山守命、対へて言したまはく、「長子に速かず」とまをしたまふ。
是に天皇、悦びたまはぬ色有り。時に大鷦鷯尊、預め天皇の色を察て、対へて言したまはく、「長けたるは、
多に寒暑を経て、既に成人と為り更に愠無し。唯し少子は、未だ其の成 不を知らず。是を以て、少子は甚
だ憐し」とまをしたまふ。天皇、大きに悦びたまひて曰はく、「汝が言、寔に朕が心に合へり」とのたまふ。
是の時に、天皇常に菟道稚郎子を立てて、太子としたまはむとおもほす情有します。然れども、二皇子の
意を知りたまはむと欲す。故、是の問を発したまふ。是を以ちて、大山守命の対言を悦びたまはず。

甲子に、菟道稚郎子を立てて嗣としたまふ。

即日、大山守命に任さして、山川林野を掌らしめたまひ、大鷦鷯尊を以ちて、太子の輔として、国事を
知らしめたまふ。

（日本書紀卷第十 応神天皇四十年条）

の記述は の表現のあり方と類似している。応神天皇の心情を説く記事と任命の記事を日を分け、区別して
記している。しかし、主眼は菟道稚郎子の立太子であり、大山守命と大鷦鷯尊の任命は、立太子に添えられたも

のとすゝる感が否めない。日本書紀の記載は、確かに仁徳天皇を補佐として扱っている。

さらに「と」とを比較して相違点をみてみる。注目すべきは「食国」という表現である。この語は日本書紀に全く使用されないものの、古事記、万葉集および宣命に用いられている。日本書紀に無い、ということに注目すべきだろう。

「食国」とは「天皇のお治めになる国の意で、天皇の支配・統治領域をさす」という¹⁰。折口信夫は本居宣長の考えを受けつつ、食国を「おあがりになるものを作る国」とし、大嘗祭の本義につなげている。岡田精司は「諸国奉上の産物を食べることに、天皇は統治者としての資格を得て、国々を領有し国家を支配」するとして、水稻耕作により生活する農民の支配を示し、大王が地方の産物による供献儀礼を受ける権能にかかわるとした。同じわが国を指し示す語であるが、「食国」は内側から、「日本」は外側から眺め見たときに考案された言葉であるといえる。「日本」の国号について、神野志隆¹¹は「中国側が認めてはじめて有効」となる国号だといふ。

すでに見たように、日本書紀における「日本」は、外部との関係において自分たちの価値をあらわすものであった。外部の朝鮮から、「日本」という価値を負うものとして呼びあらわされ、「西蕃」(朝鮮)、「貴国」(日本)という世界関係を成り立たせるのである。

日本書紀にない「食国」が、国の内側から眺めた世界をあらわす語であることは、宣命をみれば明らかである。次に引用したのは続日本紀巻第一文武天皇元年八月条、文武天皇の即位を告げる宣命である。

十七日、みことのり
庚辰、詔して曰はく、「現御神と大八嶋国知らしめす天皇が大命らまと詔りたまふ大命を、集り侍る皇子等・
王等・百官人等、天下公民、諸聞きたまへと詔る。高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至る
までに、天皇が御子のあれ坐さむいや継々に、大八嶋国知らさむ次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神
の依し奉りし隨に、この天津日嗣高御座の業と、現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命の、授け賜ひ負
せ賜ふ貴き高き広き厚き大命を受け賜り恐み坐して、この食国天下を調へ賜ひ平け賜ひ、天下の公民を惠
び賜ひ撫で賜はむとなも、神ながら思しめさくと詔りたまふ天皇が大命を、諸聞きたまへと詔る。是を以て、
天皇が朝廷の敷き賜へる百官人等、四方の食国を治め奉れと任せ賜へる国々の宰等に至るまでに、国の
法を過ち犯す事なく、明き淨き直き誠の心を以て、御称たりて緩び怠る事なく、務め結りて仕へ奉れと詔り
たまふ大命を、諸聞きたまへと詔る。故、如此の状を聞きたまへ悟りて、款しく仕へ奉らむ人は、その仕へ
奉れらむ状の隨に、品々讃め賜ひ上げ賜ひ治め賜はむ物そと詔りたまふ天皇が大命を、諸聞きたまへと詔る」
とのたまふ。仍て今年の田祖・雑徭并せて庸の半を免す。また今年より始めて三箇年、大税の利を収めず。
高年の老人に恤を加ふ。また親王已下百官人等に物賜ふこと差有り。諸国をして毎年に放生せしむ。

右の宣命の大意は「皇祖以来歴代の天皇が今日にいたるまで、天つ神の委託を受けて行使してきた統治権を、
いま先帝（持統）からうけついで、国家を整え、公民を愛撫してゆくという新帝の命を承れ」というものである。
傍線部に記されているように、持統天皇より位を譲られた文武天皇の統治権の正当性を述べるために用いられ
た表現に、「食国天下（＝国家）」がみえる。

天皇が生存中に王権を譲り、太上天皇（皇）になるという王権継受の慣習である讓位が本格的に始まったの

は、この持統天皇からだと考えられている。注目すべきは天皇が食す産物をつくる公民を「撫で賜ひ、恵み賜ふ」ことが食国天下の業、すなわち統治のあり方であるという認識である。統治の理想のあり方が示されている。だが「食国天下」という語をどのように考えるべきか。

これは天皇の統治世界を二つの視点から見て表している語であると考える。まず、天下とは「天」という神のいる世界の下、という垂直の認識であり、「天命思想」を含み持つ表現だろう⁽¹⁵⁾。そして食国は地上からの水平の認識であり、天皇と公民との相互承認から成り立つ公共的な世界を意味する、王権の二重性をあらわした語と考える。

ここで、想起されることは古事記において仁徳天皇が成したとされる事業である。

又、秦人を役てて、茨田堤と茨田三毛を作り、又、丸邇池・依網池を作り、又、難波の堀江を掘りて、海に通し、又、小橋の江を掘り、又、墨江の津を定めき。
(古事記仁徳天后妃皇子女条)

「茨田堤」は大坂府淀川筋で、日本書紀によれば、仁徳天皇は枚方付近の堤防を修築し、これより下流の淀川左岸一帯の氾濫を防止したと記されている。人家や耕地などに被害を与えることのないように、また人工池や難波の堀江など、舟運や利水のために水路を固定させるために行った土木事業の歴史のはじまりといえる。この記述のあとに有名な「聖帝」伝承を古事記は載せる。かまどの烟が立ちのぼらないのを望見して民の困窮を察し、三年間課役を免じて聖帝と讃えられたという伝承である。

岡田精司⁽¹⁶⁾は「諸国奉上の産物を食べることにより、天皇は統治者としての資格を得て、国々を領有し国家を支

配」することを「食国」の意義とするが、古事記の物語の意味はさらに「公民への恩沢」の意義も含み持つのではないだろうか。

公民への意識を明確に持ち、政策を施すことを古事記は「食国の政」と理解しているのではないか。この理解は全く中国を考慮していない、国内にのみ通用するものだろう。また、古事記仁徳天皇条は「食国の政」を説く役割を担っているといえよう。

応神天皇は「天下」との関わりを保証する地位に宇遲能和紀郎子を就かせ、天皇政治を成り立たせるネットワークを制御する「食国の政」を大雀命に、大鷲という朝廷または神への貢ぎ物として奉る、その地方の産物を取り扱つ「山海の政」を大山守命に任じた。¹⁷⁾

吉村武彦¹⁸⁾は「山海之政」と「食国之政」とはより古い時代の統治理念のままに表記されているものであり、大化前代において山海の政の重要性を説いている。また、森田喜久男¹⁹⁾は「山海之政」「食国之政」「天津日繼」は倭国の王としての権能が同等に三分割されたものではなく、大山守命と大雀命は政を行い、その「政」を宇遲能和紀郎子に奏上されるという組織体を指摘した。首肯すべき見解である。

「山海之政」と「食国之政」とが分けられる理由として、律令が考えられよう。論の便宜上、『国史大辞典』費の記事（勝浦令子担当）を引用しておく。

神に供する神饌、または天皇へ貢納される食料品の総称。「にえ」の語源は、「に」は「にへ」など初物貢献にかかわる新嘗（にいなめ）に関連する語とされ、もとは共同体の神や首長に対する初物貢納に起源がある」と推測されている。ヤマト王権に対する贄貢納が大化前代から存在し、これが王権への服属儀礼的性格や、

大王のみが受領しうる供御物的性格を持つものとされていたことが、記紀の神武・応神・仁徳朝の記事や風土記の伝承などからうかがえる。この大化前代からの日本独自の食料品貢納の伝統は、大化以後も引き継がれ、大化改新の詔第四条にも贄貢納規定がみえる。さらに律令制下でも、調は繊維製品にとどまらず食料品が調雑物や調副物に編入され個人賦課の税目となった。しかしそれとは別に天皇への贄貢納が存続したことが、藤原宮や平城宮その他から出土した大贄・御贄などと表記した貢進物付け札木簡や、正税帳をはじめとする文献史料から確認できる。これらによると、贄として貢納された食料品は、海水・淡水産の魚類を中心に、貝類・海藻類・調味料・獣類・果実類などの生鮮品や加工品からなる、多彩な山野河海の珍味である。

律令国家である食国を成り立たせるために必要な「課役（租税と夫役）」を管理すること、それが「食国」の政であった。そして、贄が一切律令に規定されていないことから、鬼頭清明は律令制度に組み込まれなかった古い伝統的な制度であったとする。それが「山海の政」ではないのだろうか。

応神天皇が新羅を平定した後、多くの大陸文化が国に流入したと、古事記、日本書紀両書に「歴史」として記される。課役かえきの概念は、中国の唐の制度を七世紀後半に継受したものとされる。大陸との交流が可能になった仁徳天皇の時代だからこそ、大陸の文化を踏襲した課役にまつわる聖帝伝承を載せていることは理がある。よって、これは「歴史」の中で初めてあらわれた「食国の政」「山海の政」という新しい国家組織のはじまりであった。

応神天皇は長子大山守命に伝統的な国家体制を保持することを任せ、大雀命には大陸から導入した新しい国家運営を任せただのである。そして、このことは、「未だ人と成」っていない宇遲能和紀郎子を皇位に就かせるためには必要な共同統治のあり方であったと考える。

4 異常な皇位継承の問題

応神天皇の「詔別」にはもう一つ問題があった。「未だ人と成」っていない宇遲能和紀郎子の皇位継承は異常な皇位継承の問題であった。仁藤敦史は記録が残る天皇の即位年齢を比較し、およその傾向としては、四十歳以上の即位が多くみられ、高齢であることが大王・天皇即位にとっては有利であったことが確認できるとした。また、天皇の資質において群臣の評価も重要であったという。

古事記において大山守命が反乱を起こしたのは、このような伝統的な皇位継承のあり方を重視した結果とも考えられるか。

奈良時代の皇位継承の問題において、注視されるのが「不改常典」という言葉である。

最初に記された元明天皇即位の詔から「不改常典」の部分を挙げてみよう。

- ① 近江大津の宮に御宇しし大倭根子天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く改るましじき常の典（不改常典）と立て賜ひ敷き賜へる法
- ② 天地と共に長く遠く改るましじき常の典と、立て賜へる食国の法

（続日本紀慶雲四年（七〇七）七月壬子条）

同じ元明天皇即位の詔のなかに、少し形式の異なっているものがある。②は「不改常典」とは食国の法だと述

べている。この食国法は国家統治の根本法（＝律令）だとする指摘がある。文武即位の詔では「天皇朝庭の敷きたまひ行なひたまへる国法」と、国を治める法という部分に相当し、ここではそれが「食国法」であるとしている。以後、「食国法」は「国法」「法」と略されながらも受け継がれていく。

右のような宣命を並べ見てみると、歴史学の指摘する、皇位継承の異常という点にうなずける。文武天皇から元明天皇への皇位継承が、子から母へという前例の無いものであったことが、天皇の詔の必要性に関わっているというものだ。文武天皇の譲位の遺志だけでは、元明天皇の即位を周囲に認めさせることができなかったために、過去に起きた事実や先例という不改常典についてを述べていると考えられている。

すなわち、

持統天皇から文武天皇への譲位は「不改常典」に適合するものであったこと。

元明天皇への譲位は、文武天皇の意志によるものであったこと。

元明天皇の即位は、「不改常典」と定められた「食国法」を伝えるためであること。

という内容である。²³⁾「藤原宮御宇倭根子天皇（持統天皇）」は「日並所知皇太子（草壁皇子）」の嫡子である「今御宇豆留天皇（文武天皇）」に、「食国天下之業」である皇位を「授け賜」わったものとし、そして「天つ日嗣の位」を「譲り賜」ひ、「並坐」して共治したことが述べられている。両者ともに、このことは「近江大津宮御宇大倭根子天皇（天武天皇）」が、「天下と共に長く、日月と共に遠く、改るまじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法（不改常典）」を受けて行なったことと受け止めて仕えて来たと言っている。

そして、において元明天皇は、親王王臣百官人らの協力体制を要求し、天下の政事を永遠のものにしたい、また「不改常典」と立賜へる食国法も伝えたい、といい、即位に当たっての決意、施政方針を述べている。

元明天皇の即位は皇位継承の歴史において異常なことであった。その異常な即位を群臣に認めさせることが宣命の大きな役割であった。

そして、この宣命にはもう一つの「異常な即位」について語られている。

すなわち、文武天皇の即位である。

前掲の続日本紀巻第一文武天皇元年八月条、文武天皇の即位を告げる宣命にも、皇位継承の問題を回避しようとする表現がなされていると指摘されている。すなわち、持統天皇がこのような詔を明らかにしたのは、珂瑠皇子（後の文武天皇）が年少であったからだろう。即位当時十五歳であったという若き天皇の統治権を群臣に認めさせるには統天皇が後見者となり、共同統治することが必要であった。

年少であることは即位の障害であった。熊谷公男は「即位における年齢問題は、天皇が権威と権力を合わせもつ存在である以上、避けて通れないものであった」と説く。

仁藤敦史は「女帝出現の時期（継体から持統まで）においては、より高齢での即位が一般的であったという点は断言でき」とする。たとえば、聖武天皇が二十四歳で即位をすることから「年齒幼稚にして、未だ深宮を離れず」（靈龜元年九月庚辰条）、「美麻斯親王の齡の弱きに、荷重きは堪へじ」（神龜元年二月甲午条）と評されたことは、即位の条件として年齢が大きな要素となると指摘している。聖武天皇の即位もまた年若いことが懸念されていたのである。

右のような時代背景こそが、古事記における三皇子の分治に関わっていよう。心神天皇による大雀命、大山守命の任命は、年若い宇遲能和紀郎子を即位させるために必要不可欠なことであった。先帝の遺志に関わらず、年少であることは群臣の合意を得られないとする認識である。

だが、若き天皇を後見しつつ力ある存在が「共治」するという形式を用いることで、若き天皇は成り立つのである。

布施浩之は「古事記では、宇遲能和紀郎子と大雀命には、立場上の格差はなく、共に皇位継承者と認めなければならぬ」とするが、心神天皇の意識では、大山守命も含めて「治天下」を行う者ということではなかったか。文脈において、「天津日繼」を大山守命は得たがっている。古事記筆録者は「天皇の是の問を発しし所以は、宇遲能和紀郎子に天の下を治めしめむ心有るぞ」と分注を入れている。このことから、皇位継承者は宇遲能和紀郎子であることは疑いない。しかし、現実的な統治権は大山守命、大雀命に与えたのである。伝統的な政は大山守命に、新しい国家の政は大雀命に、任命した。さらに、大雀命に「食国の政を執りて白し賜へ」といつている。大山守命と宇遲能和紀郎子とは用いていない「白賜」という敬語表現を用いている。ここには心神天皇から大雀命への敬意が示されている。これは新しい国家の運営とともに、宇遲能和紀郎子のことを支えてほしいという父心神天皇の心情を表現したものであると考えられよう。

5 「夜之食国」という世界

視点を古事記三貴子分治の説話に戻すことにする。

古事記における月読命に関する記述は「夜の食国」を知らせ（統治せよ）と伊耶那伎大神に命じられたということのみである。

参考に、古事記と日本書紀との記載を比較してみると、

支配域	支配者	天照大御神（天照大神）	月読命（月読尊）	須佐之男命（素戔嗚尊）
古事記	高天原	夜之食国	海原	
紀の本文	天上	日に配して天上	（根国）	
紀一書第一	天地	天地	根国	
紀一書第六	高天原	蒼海原	天下・根国	
紀一書第十一	高天之原	日に配す	滄海之原	

となる。

右のようにまともてみると、明らかに古事記の月読命の統治世界が特殊であることが分かる。これらの伝承の中で、唯一「夜之」という表現が加えられている。

夜という時間帯が添えられていることは、日本書紀のすべての伝承と異なる。

考察の端緒として、古事記における夜の記述を列挙してみる。夜の意味を持つ箇所限定し、神名など音利用の「夜」は除いている。

1	序文	夜の水に投りて基を承けむことを知りたまひき。	投夜水而知承基。
2	上巻 神代	汝が命は、夜之食国を知らせ。	汝命者、所知夜之食国矣、
3	上巻 神代	爾くして、高天原皆暗く、葦原中国悉く闇し。此に因りて常夜往きき。	高天原皆暗、葦原中国悉闇。因此而常夜往。
4	上巻 神代	亦、来し日の夜は、呉公と蜂との室に入れき。	亦、来日夜者、入呉公与蜂室。

右の表にあらわれているように、夜の場面で月読命の働きが分かる箇所はない。それどころか、3にあるよう

20	下巻雄略天皇	夜は、既に曙け訖りぬ。	夜、既曙訖。
19	下巻允恭天皇	今夜こそは安く肌触れ	許存許曾波夜須久波陀布礼
18	下巻仁徳天皇	天皇は、比日八田若郎女に婚ひて、昼夜戯れ遊ぶ。	戲遊。 天皇者、比日婚八田若郎女而、昼夜
17	中巻 応神天皇	伊奢沙和氣大神之命、夜の夢に見えて云ひしく、	伊奢沙和氣大神之命、見於夜夢云
16	中巻 景行天皇	筑波を過ぎて幾夜か寝る	都久波袁須疑弓伊久用加泥都流
15	中巻 垂仁天皇	其の御子、一宿、肥長比売に婚ひき。	爾、其御子、一宿、婚肥長比売。
14	中巻 崇神天皇	夕毎に到来りて、供に住める間に、	毎夕到来、供住之間
13	中巻 崇神天皇	夜半の時に、儻忽ちに到来りぬ。	夜半之時、儻忽到来。
12	中巻 崇神天皇	神牀に坐しし夜に、	神牀之夜、
11	上巻 神代	汝命の昼夜の守護人と為て仕え奉らむ。	今以後、為汝命之昼夜守護人而仕奉。
10	上巻 神代	今夜大い歎きを為つ	今夜為大い歎。
9	上巻 神代	日八日夜八夜以て、遊びき。	日八日夜八夜以、遊也。
8	上巻 神代	一宿にや妊みぬる。	一宿哉妊。
7	上巻 神代	一宿、婚を為き。	一宿、為婚。
6	上巻 神代	故、其の夜は合はずして、明るる日の夜に御合為き。	其夜者不合而、明日夜為御合也。
5	上巻 神代	ぬばたまの夜は出でなむ	奴婆多麻能用波伊伝那牟

に、天照大御神が天の岩屋に籠ると高天原も葦原中国も間の世界となり、「常夜」の状態となっている。この場面においても「月」の働きは全く描かれない。この「常夜」のありようは「万の神の声は、狭蠅なす満ち、万の妖は悉く発りき」という表現で説明されている。昼も夜も無く、世界の秩序が失われ、災いに充ち満ちてしまつたとする。そして、天照大御神を天の岩屋から引き出すことよつてその危機が回復されるのだが、それは高天原、葦原中国の統治者として天照大御神が不可欠であることを示している。²⁷⁾ すなわち、夜の世界も天照大御神が統治者である。では、「夜之食国は夜の世界」であるとする理解は正しいのだろうか。

「夜之食国」は独立したひとつの世界と理解すべきである。例えば「根之堅須国」という世界が古事記にあるように、「夜之食国」は独立して存在しているのである。

多くを語らないことよつて、その存在をゆるがないものにするという手法は古事記にいくつも見ることができ。例えば、古事記冒頭に位置する天御中主神²⁸⁾、その始原を語らない高天原²⁹⁾がそうだといえる。

古事記において食国という世界は神の時代から存在をしていたと保証する。神の時代においてその世界は未成であり、「夜之」とあるよつに暗い世界で管理され、仁徳天皇があらわれるまで「食国」は待ち続けたのである。

食国は天皇を中心とする国家体制の運営において重要な世界である。その世界はゆるぎないものでなければならず、だからこそ神の時代に由来をもちながらもその世界のあり方は説かないとする表現意識であると考えられる。伊勢神宮が古事記では神の時代に由来を持ち、その存在は垂仁天皇の時代まで語られなかったことと同様の二重構造が「食国」にもあると考える。

古事記筆録者によつて、この宣命に使用される「食国」は高天原同様にゆるぎない世界、完全な存在でなけれ

ばならなかっただろう。日本書紀には全く登場せず、続日本紀に初めて登場する「食国」とは、歴代の天皇によって形成された律令国家を意味し、その「食国」を治める法を君臣ともに力を合わせ、永遠に伝えていかなければならないものであった。だからこそ、古事記筆録者は月の神月読命が統治者としてふさわしいと考えたのではないか。万葉集にはつぎのような歌がある。

天橋文 あまはしち 長雲鴨 ながくも鴨 高山文 たかやまち 高雲鴨 たかくも鴨 月夜見乃 つくよみの 持有 もてる 越水 をこみづ 伊取来而 いとりきて 公奉而 きみにまつて 越得之早物 をこえてしかち

(・三三四五)

「持てるをち水」とは若返りの水である。「をつ」とは若返る意味だが、満ち欠けする月を、不死なるもの、永遠不変なものと理解していたものが、月に不老の水があると歌に詠み込んでいる。その月読のもっている若水を取って来て、歌の相手に捧げて、「若返っていたきたい」とかかっている歌である。

月の盈ち虧けは、死んでも甦る現象として古代人に捉えられていて、月は永遠不変、不老不死の存在と考えられていた。この月が永遠不変、不老不死の存在であると言つ観念⁽²⁾は、九世紀末ごろ成立したとされる竹取物語に取り入れられていることは周知の如くである。

さらに、万葉集では「月」は清らかな存在として観じられている。たとえば、

湯原王歌一首

月読之 つくよみの 光一采益 ひかりに采ま 足疾乃 あしひきの 山寸隔而 やまをへたりて 不遠国 とほかたなく (・六七〇)

和歌一首 不審作者

月読之つきよみの 光者清ひかりはきよく 雖照有てらせれど 或情まへもこころ 不堪念おもひあへなく (・六七二)

月余美能つきよみの 比可里乎伎欲美ひかりをきよみ 神嶋乃かみしまの 伊素未乃宇良由いそみのうらゆ 船出須和礼波ふなですわれは (・三五九九)

従長門浦船出之夜、仰觀月光作歌三首

月余美乃つきよみの 比可里乎伎欲美ひかりをきよみ 由布奈芸尔ゆふなぎに 加古能己恵欲妣かこのこゑよび 宇良未許具可聞うらみこくかも (・三六二二)

月に対する国内の人々の観念は、永遠不変なるもの、清らかなるものという観念であった。万葉びとの歌に日本書紀第五段一書第十一にみえるような要素はない。このような観念を古事記筆録者も同じように持っていたのではないが。そして、このことから上巻の三貴子分治説話を筆録する際に、ツクヨミに「夜之食国」を託したのである。

食国は、奈良時代以降の即位儀礼において、即位儀の最後に宣読される即位宣命に用いられる神聖なる言葉であった。この宣命の宣読によって、即位の正統性を公民に知らしめ、新天皇の即位の正当性を保証するのである。そして、宣命には天皇位の継承は永遠に続かねばならないという意識²¹⁾がある。

永遠に「食国の法」は続けられていかなければならない。その意識は、古事記筆録者にも強く影響していたのではないが。だからこそ、食国は清らかで、永遠不変の象徴である月の神月読命が統治しなければならぬと考え、「夜の食国」の統治を月読命に任じたのだと考える。

おわりに

月読命は伊耶那伎大神から「夜之食国」を統治するよう命じられた。そして、それは「食国」を守護することでもあったと考えた。

この「夜之食国」とは、古事記における幻想の世界だといえよう。現実の夜の地上世界ではない。葦原中国の夜の世界にも力を及ぼしているのは天照御大神である。

だが、確かに夜に属して「食国」がある。それは根の堅須国と同じ、地上と全くかわらない世界なのかもしれない。しかし、その世界は「神や天皇がおあがりになるものを作る世界」であった。産霊の力が働き、食へ物となる「もの」たちが成長する世界が想像される。葦原中国との二重構造のようにも想像される。

「夜之食国」は、皇位継承を宣言する宣命の場を基盤として想像され、地方の人々と中央政權が「食」を介して連結する、律令国家の土壌となる世界とも考えられていたのではないか。古事記筆録者は神話的空間として「夜之食国」を上巻の三貴子誕生説話に関連づけ、現実の世界で使用される「食国」の絶対化を図ったのだろう。清らかで永遠不変の力をもつ月読命は「食国」を託すにふさわしい神であった。

神の時代から「食国」は静かに夜の世界で時が来るのを待っていた。

時が訪れたのは応神天皇の治世であった。大雀命ならば「食国之政」の適任者であった。

そして「歴史」は、大山守命の反乱、宇遲能和紀郎子の天逝という事件を経て、「天津日継」と「山海の政」をも大雀命が担うこととなる。

『古事記』 仁徳天皇条は、それらの権能を見事に熟す天皇の姿が記されている。
古事記の世界において、月読命は清らかな光を放ちつつ、天皇が統治する「食国」を永遠に見守っている。よって「食国」は穢れることもなく、清らかに永遠に天皇家に受け継がれていくのである。

註

- (1) 詳しくは、神野志隆光「『日本』とは何か 国号の意味と歴史」(講談社現代新書、二〇〇五年二月)を参照されたい。
- (2) 古事記正史論も根強い。上田正昭「『古事記』成書化の歴史的意義」(『古事記年報』五五、平成二十五年一月)では、続日本紀に記載されていない記録は多く、それが正史ではない証にはならないとする。対して、菅野雅雄「古事記、上聞に達せず」(『古事記年報』五五、平成二十五年一月)は、献上されるまでには至らなかったとする。筆者もまた、公の方針にそぐわない点が古事記にはあったとして公的には認められなかったのではないかと考えている。近年では、多田一臣「『古事記』と『万葉集』」(放送大学教材、平成二十七年三月)に分かりやすく解説されている。参考にされたい。
- (3) 前掲1同書、及び『古事記と日本書紀』(講談社現代新書、平成十一年)。
- (4) 山崎かおり「月読命と夜之食国」(國學院雜誌、通卷一一五(一)、平成二十六年十月。氏は、さらに月読命(月の神)の性格の一部が、須左之男命が出雲神話の祖神として作り上げられたと考察、他文献の資料の検討の結果、記紀神話とは別の天地創造神話に登場していたのではないかと推定している。山崎かおり「月読命」考 三貴子である理由」(新國學院刊第七号、通卷十一号(國學院大學、平成二十七年十月))。
- (5) 『日本神話の研究』第二卷(培風館、昭和三十年)。
- (6) 引用は、新釈漢文大系『淮南子』上卷(明治書院、昭和五十三年)による。
- (7) 引用は、大東文化大学東洋研究所『藝文類聚訓読付索引』による。
- (8) 慶応義塾大学提供電子書籍、『呂氏春秋』第2巻、靈巖山館、デジタル化された日平成二十二年九月十日。

- (9) 「天子受命から皇孫降臨へ」、『古事記と王家の系譜学』（笠間書院、平成十七年十一月）。
- (10) 小林真美「食国」万葉神事語辞典（國學院大學デジタル・ミュージアム http://k-amc.kokugakuin.ac.jp/DW/detail.do?class_name=col_dsg&data_id=68373）がわかりやすい。参照されたい。
- (11) 「大嘗祭の本義」、『折口信夫全集』第十六卷（中央公論社）。
- (12) 『古代王権の祭祀と神話』（塙書房、昭和四十五年）。
- (13) 神野志、前掲1同書。
- (14) 岩波新日本古典文学大系『続日本紀』12ページ脚注。
- (15) 櫻井満は「天の下」は日の皇子である天皇が治めているという前提のもとに表現されたのかもしれないとする。「食国」の表現と大嘗祭、『悠久』四一、平成二年。後に、『万葉集の民俗学的研究（上）』、『桜井満著作集』第三巻、おひら。
- (16) 前掲注12同書。
- (17) 新編日本古典文学全集『古事記』の頭注。
- (18) 『日本古代の社会と国家』岩波書店、平成八年。
- (19) 「古代王権の山野河海支配と禁処」、『歴史学研究』六七七、平成七年十月。後『日本古代の王権と山野河海』（吉川弘文館、平成二十一年）所収。
- (20) 「御贄に関する一考察」、『続律令国家と貴族社会』（吉川弘文館、昭和五十三年）。後改稿論文を『古代木簡の基礎的研究』（塙書房、平成五年）に所収。
- (21) 『皇位継承と政争 女帝の世紀』（角川書店、平成十八年）。
- (22) 北康宏「律令法典・山陵と王権の正当化 古代日本の政体とモニメント」、『ヒストリア』一六八号、二〇〇〇年。
- (23) 仁藤、前掲21書。

- (24) 「即位宣命の論理と「不改常典」法」『東北学院大学論集 歴史と文化』四五、平成22年。
- (25) 仁藤、前掲書。
- (26) 『応神記・大雀命皇位継承論』古事記中巻から下巻への意識。『日本文学論究』五十三、平成六年。
- (27) 神野志隆光『古事記の世界観』(吉川弘文館、平成二十年)。
- (28) 寺田恵子『古事記神話冒頭部に見られる中国古代天文学の要素 天之御中主神と十七神の構成をめぐって』(『国文学』一三三、昭和五十九年)。
- (29) 中村啓信「高天の原について」(『古代文学論集』昭和四十九年)。
- (30) N・ネフスキー「月と不死」(一・二)、『民族』三巻二号・四号、昭和三年二月・四月。『東洋文庫所収』、石田英一郎「月と不死」(『桃太郎の母』講談社学術文庫、平成十九年)、松前健「死の由来譚と月の信仰」『日本神話の新研究』(桜楓社、昭和四六年)、同「月と二十四水」『日本民俗文化大系』『太陽と月』古代人の宇宙観と死生観(小学館、昭和五八年)など。
- (31) 平成二十八年九月二十八日、藤原京跡(特別史跡)で天皇が正月に臨んだ儀式などに使われた「とんぼ帷帳」と呼ばれる特殊な旗ざおを立てたとみられる七基の柱の穴が見つかった(奈良文化財研究所発表)。帷帳の数などが続日本紀に記された大宝元年(七〇一)の元日朝賀の記述と合致するという。続日本紀には文武天皇が、大宝元年の正月一日、官僚や朝鮮半島の新羅の使節も参列した朝賀の儀式を開催したことが記され、正門前に三本足のカラス、左右に太陽と月を表す日像と月像、方角の守護神「四神」が表現された計七本の旗が立てられたという記述がある。天皇家にとつての太陽と月は神聖な存在であったことを明かす別資料といえる。

* 古事記日本書紀の引用は、新編日本古典文学全集本(小学館)を用い、続日本紀の引用は新日本古典文学大系本(岩波書店)を用いたが、私に改めたところがある。